

二〇五十四 [略] 二〇四 [略]	び別表第二において「目視等」ということにより検査する。 二〇五十四 [略]
----------------------	--

二〇五十四 [略] 二〇四 [略]	二〇五十四 [略]
----------------------	-----------

備考 表中の「」の記載は注記である。

（一）一般高圧ガス保安規則の一部改正

第四条 一般高圧ガス保安規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

別表第一（第三十五条第一項関係）

改 正 後

検 査 項 目	完 成 検 査 の 方 法
1 製造設備が定置式製造設備（コー ルド・エバポレータ、圧縮天然ガス スタンド、液化天然ガススタンド及 び圧縮水素スタンドを除く。）である 製造施設の場合 一 第六条第一項第一号の境界線及 び警戒標	一 事業所の境界線の明示及び警戒標の掲示の状 況を目視又はこれに類する方法（以下この表 別表第二及び別表第三において「目視等」とい う。）により検査する。 二〇六十二 [略]

別表第一（第三十五条第一項関係）

改 正 前

検 査 項 目	完 成 検 査 の 方 法
1 製造設備が定置式製造設備（コー ルド・エバポレータ、圧縮天然ガス スタンド、液化天然ガススタンド及 び圧縮水素スタンドを除く。）である 製造施設の場合 一 第六条第一項第一号の境界線及 び警戒標	一 事業所の境界線の明示及び警戒標の掲示の状 況を目視により検査する。 二〇六十二 [略]

様式第14（第31条、第32条関係）

備考 1・2 [略]  
 3 [略]

様式第14（第31条、第32条関係）

備考 1・2 [略]  
 3 ( ) 内は該当する一機関名を記載すればよい。  
 4 [略]